

高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、公益財団法人高知県産業振興センターをいう。
- (2) 「中小企業者等」とは、別表第1に定めるものをいう。
- (3) 「事業戦略」とは、公益財団法人高知県産業振興センターの事業戦略策定・実行支援事業を活用して策定された事業計画のことをいう。
- (4) 「経営計画」とは、商工会又は商工会議所が作成を支援し、及び認定した事業計画のことをいう。
- (5) 「これらに準ずる事業計画」とは、自社及び現在置かれている市場の概況を具体的に示した上で、新たな製品開発、外商等に取り組むための現状分析並びに中期の数値目標及び行動計画を記載し、認定経営革新等支援機関がその内容を確認したものをいう。
- (6) 「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条に規定する者をいう。
- (7) 「サービス等生産性向上IT導入支援事業」とは、国の令和元年度一般会計歳出予算補正、令和3年度一般会計歳出予算補正及び令和4年度一般会計歳出予算補正により措置されたものをいう。
- (8) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」とは、国の令和元年度一般会計歳出予算補正、令和3年度一般会計歳出予算補正及び令和4年度一般会計歳出予算補正により措置されたものをいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、電力・ガス・食料品等の価格高騰によって実質的な賃金が減少している中、給与等の増額を行う県内中小企業者等のデジタル技術への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援するため、補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の対象は、県内中小企業者等（以下「間接補助事業者」という。）が、事業戦略、経営計画又はこれらに準ずる事業計画に基づいて行うデジタル技術への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援する事業とし、補助事業者が間接補助事業者の間接補助金を交付することにより実施する。

3 間接補助事業者が行う事業の要件は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

3 知事は、間接補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助事業者に対する補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業の執行に際しては、原則として、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、別記第2号様式による知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第3号様式による知事の承認を受けなければならないこと。

(8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(9) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。

(10) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(11) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる事項を条件として付さなければならないこと及び間接補助事業者からの交付の申請に当たっては、別記第4号様式による誓約書兼同意書を添付させなければならないこと。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第5号様式による変更承認申

請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の変更をしようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び別表第3の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。また、必要に応じて知事と事前に変更内容について協議すること。
- 2 知事は、前項の規定による補助事業の変更の申請が適当であると認めるときは、当該補助事業者に通知するものとする。
 - 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(概算払)

第9条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれる場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を令和5年3月22日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の3月22日のいずれか早い日までに、別記第8号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月22日までに知事に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書又は第2項の年度終了実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第10号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 知事は前条第1項の規定による実績報告書を受領した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定による承認をした場合にあつては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。
- 2 知事は前条第2項の規定による年度終了実績報告書を受領した場合は、年度終了実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その年度終了実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の

決定の内容（第8条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第13条 知事は、第7条第3号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、別表第4に該当した場合

- 2 知事は、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の規定による返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

（債権譲渡の禁止）

第14条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（遂行状況の報告）

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（事業効果の報告）

第16条 補助事業者は、間接補助事業の終了の翌年度に事業完了後の間接補助事業の効果等を調査し、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

（グリーン購入）

第17条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3項、第7条第5号から第8号まで、第11条第4項、第12条第3項及び第4項、第13条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

別表第1（第2条関係）

業種分類	定義
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③ サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩ 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑫ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭ 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

別表第2（第3条関係）

区分	間接補助事業者が行う事業の要件
一般枠	<p>対象となる間接補助事業： 生産性の向上に資するITツールの導入や活用のために必要となるインフラの整備等の事業</p> <p>間接補助事業の要件： (1) 間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 (2) 間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画を策定すること。 (3) 事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） (4) 継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。</p>
デジタル化加速枠	<p>対象となる間接補助事業： 製品やサービスの開発、ビジネスモデルの変革などの新たな付加価値を生み出すデジタル化事業</p> <p>間接補助事業の要件： (1) 間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 (2) 間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 (3) 事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） (4) 継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。 なお、当該実行計画の目標については、DX推進指標の成熟度レベル4相当となる目標設定を行うこと。（注5）</p>

（注1）給与支給総額は、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金を除く。）をいう。

（注2）付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合計したものをいう。

（注3）労働生産性とは、粗利益（売上－原価） / （従業員数×1人当たり勤務時間（年平均））により算出された値をいう。

（注4）既に自社で事業計画を策定している場合は、認定経営革新等支援機関の確認を受けること。

（注5）DX推進指標とは、経済産業省が公開している「デジタル経営のための評価指標」をいう。本指標では、DX推進の成熟度を6段階で評価しており、成熟度レベル4は、DX推進を「全社戦略に基づく持続的実施」ができる水準を指す。

別表第3（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助上限・下限額	
(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	一般枠	システム構築費(開発・購入・導入)、技術導入費、専門家経費、クラウドサービス利用費、通信インフラ整備費、外注費、研修費、消耗品費	補助対象経費の2分の1以内	1事業者当たり 上限額450万円 下限額5万円
		サービス等生産性向上IT導入支援事業(通常枠A・B類型)の補助を受けている場合は当該事業費	補助対象経費の4分の1以内	
	デジタル化加速枠	システム構築費(開発・購入・導入)、機械装置、技術導入費、専門家経費、クラウドサービス利用費、通信インフラ整備費、外注費、研修費、消耗品費	補助対象経費の3分の2以内	1事業者当たり 上限額1,000万円 下限額100万円
		サービス等生産性向上IT導入支援事業(通常枠A・B類型)の補助を受けている場合は当該事業費	補助対象経費の4分の1以内	
		ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型[デジタル枠])の補助を受けている場合は当該事業費	補助対象経費の12分の1以内	
	(2) 上記(1)の事業を行うための事務費	人件費、旅費、報償費、使用料及び賃借料、需用費、役務費及び委託料	定額	

別表第4（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。